

## ○石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付要綱

令和元年8月28日

告示第147号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、犬猫の不妊手術又は去勢手術(以下「不妊・去勢手術」という。)を行った者に対し、石垣市まちづくり支援基金を活用した予算の範囲内において、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 補助金は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)の趣旨に基づき、犬又は猫の無秩序な繁殖を抑制することで、犬又は猫による周囲に対する危害及び迷惑を防止するとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図ることを目的として交付するものである。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する動物取扱業を営む者が営利を目的として飼育しているものを除く。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、石垣市が備える住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に記録されている者
- (2) 獣医療法(平成4年法律第46号)第3条に基づく診療施設の開設届出をしている動物病院において、次に掲げる犬又は猫の不妊・去勢手術を受けた者
  - ア 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)の規定に基づく登録及び申請日から遡って1年以内に狂犬病予防注射済票の交付を受けている犬
  - イ 飼い猫
  - ウ 市内で保護した飼い主のいない猫
- (3) 前号ウの飼い主のいない猫にあつては、特別な理由があると認められる場合を除き、再手術等を防止するための耳カット(片方の耳の先端をV字にカットする処置で、カット部分の長さを1センチメートル程度とし、雄猫にあつては右耳に、雌猫にあつては左耳に行うものとする。以下同じ。)を行っていること。
- (4) 市税等を滞納していない者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、不妊・去勢手術を行った犬又は猫1頭につき手術費用の2分の1かつ上限を1万円とする。

2 前項に規定する補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付回数は、同一年度において1世帯につき犬と猫を合わせて2頭までとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。また、飼い主のいない猫にあつては、誓約書(様式第2号)及び猫の特徴や耳カットが確認できるカラー写真(L版以上であること。)を併せて提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、当該年度の4月1日から9月末までに行われた不妊・去勢手術については、当該年度の10月15日までに、当該年度の10月1日から3月末までに行われた不妊・去勢手術については、当該年度内に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付(不交付)決定兼確定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 申請数が予算を上回る場合は、前項の審査において補助金交付可と決定した申請から抽選とする。

(補助金交付決定の取り消し及び返還)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消したときは、速やかに石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金交付決定兼確定取消通知書(様式第4号)を交付対象者へ通知するものとする。

3 市長は、交付決等を取り消す旨の決定をしたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を石垣市犬猫不妊・去勢手術費補助金返還命令書(様式第5号)により、申請者に

返還を請求するものとする。

(遵守事項)

第8条 市内に生息する飼い主のいない猫を責任をもって世話している者が交付を受けた場合は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 不妊・去勢手術後の猫については、終生飼養できる者への譲渡に努めるか、責任をもって世話を継続すること。
- (2) 不妊・去勢手術後の猫を生息地に戻して世話を継続する場合は、トイレ、餌の管理及び周辺環境の美化を図るとともに、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から適用する。